

重要事項説明書

(かわな訪問看護ステーション)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

事業者

事業者名称	医療法人生寿会
代表者氏名	理事長 島野 泰暢
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	愛知県名古屋市昭和区山花町50番地 (かわな病院在宅ケアセンター 電話(052)759-5535 FAX(052)759-5537)
法人設立年月日	1955年12月16日

事業所の所在地等

事業所種類	指定訪問看護事業所 介護予防訪問看護事業所
事業者指定	医療保険60790014 介護保険2360790014 介護予防2360790014
通常サービス提供地域	名古屋市昭和区、千種区、中区、天白区、瑞穂区、東区
事業の目的	医療法人が設置した訪問看護事業所として、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた療養生活を営むことができるよう、訪問看護の提供を行うことを目的とします。
事業所所在地	かわな訪問看護ステーション 愛知県名古屋市昭和区山花町62番地1
管理者	神谷 早苗
営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び国民の休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。
営業時間	午前9時から午後5時までとする。 ※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

事業目的と運営方針

事業目的	当事業所は、主治医の指示書に基づき、利用者や家族の方のご希望をお聴きしながら、アセスメントを行い、訪問看護計画を立て、看護師や理学療法士、作業療法士が継続的に伺いして在宅療養の援助を行います。
運営方針	当事業所は、訪問看護の提供に際しては、次のような方針で運営しています。 (1) 看護師等の職業倫理に基づき、利用者や家族の皆様に対し、公正に職務を遂行します。 (2) 主治医及びその他の関係機関と密接に連携をとり、心身の状況や療養環境に応じた、安心していただける看護を行います。 (3) 療養上必要な事項について、利用者や家族の皆様に対し、わかりやすい説明を心がけます。 (4) 差恥心への配慮など、プライバシー保護に努めます。 (5) 訪問看護業務に関する記録は、契約期間終了日から5年間保存します。

事業所の職員体制

従業員数：看護師 2.5 人以上

サービス内容

- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1) 病状・障害の観察、健康管理 | (2) 療養、看護・介護方法のアドバイス |
| (3) 食事 水分 栄養管理、排泄 清潔ケア | (4) 褥瘡や創傷の処置 |
| (5) カテーテルなど医療機器の管理 | (6) 医師の指示による医療処置 |
| (7) ターミナルケア | (8) 日常生活動作訓練、機能訓練 |
| (9) 認知症や精神疾患の方の看護 | (10) 家族など介護者の支援 |
| (11) 保健・福祉サービスなどの活用支援 | (12) 理学療法士等の訪問 |

※(12)は看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものです。看護職員と理学療法士等が連携して訪問看護計画書および報告書を作成します。

利用料

詳細は別紙の利用料金案内のとおりです。一部公費負担される場合があります。

キャンセル料

利用者の都合により、サービス利用をキャンセルする場合は、前日午後 5 時までに事業所に申し出てください。当日申し出をされた場合キャンセル料を請求させていただきます。但し、急変等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

緊急時の対応

24 時間の電話対応や緊急時に訪問をおこなえる体制を整備しています。別紙「緊急時連絡」にてご説明いたしております。なお、サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

虐待・身体拘束の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者は 管理者 を選定しています。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意

を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

誤穿刺、汚染事故などの採血および感染症検査

利用者の血液付着針が、誤って職員に刺さってしまうなどの事故が発生した場合、職員のウイルス感染予防のため、利用者血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査、HIVウイルス検査、梅毒検査）を行うことに同意をお願いいたします。

業務継続計画の策定等について

- （１）感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- （２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

事故が発生した場合

訪問看護サービス提供中に、自らの責めに帰すべき事由により利用者様やご家族に事故が発生した場合には、速やかに主治医やご家族の方、ケアマネジャーなどに連絡するとともに、必要な対応をします。

相談・苦情の窓口

当事業所の訪問看護についての相談や苦情がある場合は、当事業所へご連絡ください。担当者が不在の時は、基本的事項については他の職員が対応し、担当者に引き継ぎます。

相 談 窓 口	かわな訪問看護ステーション
窓 口 担 当 者	管理者 神谷 早苗
受 付 時 間	受付時間 8:30～17:30（土日祝は休み）
連 絡 先	電話番号 (052) 761-3226、FAX (052) 761-3248

また、当事業所以外の相談・苦情窓口があります。

【市町村（保険者）の窓口】 名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	電話番号 (052) 959-3087 受付時間 8:45～17:15（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 052-971-4165 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持</p>	<p>①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用するもの(以下「従業者」という)はサービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③この秘密保持する義務はサービス提供契約が終了した後も継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報保護</p>	<p>①事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>②事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p>

個人情報の使用について

<p>使用目的</p>	<p>①(介護予防)訪問看護サービスの提供を受けるに当たって、担当職員と地域包括支援センター及び(介護予防)居宅サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するため。</p> <p>②サービス提供にかかる請求業務などの事務手続きやサービス利用にかかわる管理運営のため。</p> <p>③医療機関、介護保険施設、介護支援専門員、介護保険事業所、自治体(保険者)、その他関係者との連携・連絡のため。</p>
<p>個人情報の内容</p>	<p>①氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等で、利用者や家族等に関する個人情報。</p> <p>②上記①以外の利用者や利用者家族に関する個人情報であって、特定の個人が識別される、または識別されうる情報。</p>
<p>使用する期間</p>	<p>契約締結日から最終のサービス提供にかかる保険請求等の終了日まで。</p>
<p>使用する条件</p>	<p>①個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外には漏れることのないように細心の注意を払う。</p> <p>②個人情報を使用した会議・出席者・個人情報利用の内容等について記録する。</p>

* 情報収集手段として写真および動画撮影をさせていただくことがあります。

* 臨地実習事業所として学生の同行訪問をさせていただくことがあります。

別紙 1 介護保険 利用料金一覧

サービス内容	要介護				要支援			
	略称	自己負担額			略称	自己負担額		
		(1割)	(2割)	(3割)		(1割)	(2割)	(3割)
訪問看護 20分未満	訪看 I1	347円	694円	1,041円	予訪看 I1	335円	670円	1,005円
訪問看護 30分未満	訪看 I2	521円	1,041円	1,562円	予訪看 I2	499円	997円	1,495円
訪問看護 60分未満	訪看 I3	910円	1,819円	2,729円	予訪看 I3	878円	1,755円	2,632円
訪問看護 90分未満	訪看 I4	1,247円	2,493円	3,740円	予訪看 I4	1,205円	2,409円	3,614円
訪問看護 I5 (20分) (※※)	訪看 I5	325円	650円	975円	予訪看 I5	314円	628円	942円

<基本報酬>

※20分未満は、週1回以上、訪問看護 I2以上のケアを実施している方のみとなります。

※訪問リハビリのみをご利用の場合でも定期的に看護職員による訪問を実施します。

※※) 訪問看護 I5(訪問リハビリテーション)は、通常40分で1回となります。

	加算内容	利用内容	自己負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
随 時 算 定	長時間訪問看護	特別管理加算対象者に対して1時間30分以上のケアを行った場合	332円/回	663円/回	995円/回
	複数名訪問看護加算	2人の看護師等が同時に訪問看護を行った場合	(30分未満) 281円/回	562円/回	842円/回
			(30分以上) 445円/回	889円/回	1,333円/回
	ターミナルケア加算	在宅で亡くなり、亡くなった日及び亡くなる前14日以内に2日以上終末期看護(ターミナルケア)を行った場合	2,763円	5,525円	8,288円
	退院時共同指導加算	退院後の療養上、必要な指導を医師等と共同で指導を行った場合	663円/回	1,326円/回	1,989円/回
	初回加算 (I)	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した日の当日に初回訪問看護を提供した場合	387円/月	774円/月	1,161円/月
	初回加算 (II)	新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回訪問看護を提供した場合	332円/月	663円/月	995円/月
	サービス提供体制強化加算	勤続年数3年以上の職員を30%以上配置している場合	4円/回	7円/回	10円/回
口腔連携強化加算	利用者に対し口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関とケアマネジャーに当該評価結果を情報提供した場合	56円/月	111円/月	166円/月	

	専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係わる専門の研修を受けた看護師が、専門的な計画的管理を含む訪問看護を行った場合	277 円/月	553 円/月	829 円/月
月一回算定	緊急時訪問看護加（Ⅰ）	予定外の緊急訪問対応や、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた時に常時対応できる体制にあり、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合	663 円/月	1,326 円/月	1,989 円/月
	特別管理加算Ⅰ	悪性腫瘍、留置カテーテル等使用の方	553 円/月	1,105 円/月	1,658 円/月
	特別管理加算Ⅱ	在宅酸素、人工肛門、中心静脈栄養、経管栄養、真皮超えの褥瘡等の方	277 円/月	553 円/月	829 円/月

2024年6月1日改訂

別紙 2 医療保険 利用料金一覧

医療保険の自己負担額は以下の通りとなります。

医療区分	自己負担額
後期高齢者医療被保険者証	1割～3割負担
医療保険（国民健康保険被保険者証など）	1割～3割負担
特定医療費受給者証	負担上限額による
公費負担医療制度該当者	[基本]負担なし

訪問看護基本料金（精神科以外）

訪問看護プランの内容		医療保険料／看護師	医療保険料／※PT・OT または ST
訪問看護基本療養費	週3日まで	5,550円 (※※2,780円)	5,550円 (※※2,780円)
	週4日目以降	6,550円 (※※3,280円)	5,550円 (※※2,780円)
訪問看護管理療養費 (機能強化型1)	1日目	13,230円	/
	2日目以降	3,000円	

※PT：理学療法士 OT：作業療法士 ST：言語聴覚士

※※同一建物居住者で、同一日に3人以上医療保険で訪問している場合

精神科訪問看護基本料金

		医療保険料／看護師・作業療法士
精神科基本療養費	週3日目まで (30分未満)	4,250円 (※※2,130円)
	週3日目まで (30分以上)	5,550円 (※※2,780円)
	週4日以降 (30分未満)	5,100円 (※※2,550円)
	週4日以降 (30分以上)	6,550円 (※※3,280円)
訪問看護管理療養費 (機能強化型1)	1日目	13,230円
	2日目以降	3,000円

※精神科訪問看護は週3日を限度、退院後3月以内(退院日を含まない)の期間は週5日訪問可能

※※同一建物居住者で、同一日に3人以上当該加算を算定している場合

訪問看護ベースアップ評価料

訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価

	算定要件	医療保険料
訪問看護ベースアップ 評価料 (I)	訪問看護管理療養費を算定している利用者	780円/月

各種加算

加算内容	利用内容	医療保険料
24時間対応体制加算	必要時の緊急訪問に加え、営業時間外の電話連絡及び利用者や家族等へ日々の適切な管理等の体制が整備されており、24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800円/月

緊急訪問看護加算	緊急の求めに対応した場合（月 14 日目まで）	2,650 円/回
精神科緊急訪問看護加算 （1 日 1 回限り）	緊急の求めに対応した場合（月 15 日目以降）	2,000 円/回
特別管理加算	医療的な管理が必要な場合	2,500 円/月
特別管理加算（重症者）	特別な医療管理が必要な場合	5,000 円/月
複数名訪問看護加算	同時に複数の看護職員・その他職員によるケアが必要な場合	
	①同行が看護職員、理学療法士等の場合 （週 1 回目）	4,500 円/日 （※※4,000 円）
	②同行が看護職員、理学療法士等（週 2 回目以降）、 看護補助者で③以外の場合 （週 3 日までを限度）	3,000 円/日 （※※2,700 円）
	③同行が看護職員、理学療法士等（週 2 回目以降）、 看護補助者の場合で 厚生労働省が定める疾病や、厚生労働省が定める状態等の利用者、急性増悪などの利用者 （週の算定回数に制限なし）	1 日に 1 回 3,000 円/日 （※※2,700 円） 1 日に 2 回 6,000 円/日 （※※5,400 円） 1 日に 3 回以上 10,000 円/日 （※※9,000 円）
複数名精神科訪問看護加算	主治医が複数名訪問の必要を認め、保健師または看護師と、同時に他の看護師等と訪問看護を行う場合	
	①同行が保健師、看護師、作業療法士の場合	1 日に 1 回 4,500 円/日 （※※4,000 円） 1 日に 2 回 9,000 円/日 （※※8,100 円） 1 日に 3 回以上 14,500 円/日 （※※13,000 円）
	③看護補助者、精神保健福祉士の場合（週 1 日）	3,000 円/日 （※※2,700 円）
長時間訪問看護加算 長時間精神訪問看護加算	人工呼吸器使用等や、特別指示書期間、特別管理を要する方で 90 分を超えるケアを行った場合（週 1 回、厚労大臣が定める場合の者の場合は週 3 回）	5,200 円
難病等複数回訪問加算	厚生労働省が定める疾病や、厚生労働省が定める状態等の利用者、または急性増悪などの利用者	1 日に 2 回 4,500 円 （※※4,000 円） 1 日に 3 回以上 8,000 円 （※※7,200 円）

精神科複数回訪問加算	精神科在宅患者支援管理料を算定する利用者であつて、主治医が複数回訪問看護の必要を認めた者	1日に2回 4,500円 (※※4,000円) 1日に3回以上 8,000円 (※※7,200円)
夜間・早朝訪問看護加算	6時～8時、18時～22時の訪問（1日につき）	2,100円/回
深夜訪問看護加算	22時～6時の訪問（1日につき）	4,200円/回
退院時共同指導加算	退院に際して主治医等と共同して指導を行った場合	8,000円/回
特別管理指導加算	退院後、特別な管理が必要な方に対して、医師等と退院に際して共同指導を行った場合	2,000円/回
退院支援指導加算	退院日に療養上必要な指導を行った場合	6,000円
	特別な管理を要する方等に対して退院日に90分を超える療養上必要な指導を行った場合（退院日に複数回の療養上必要な指導を行い、合計時間が90分を超えた場合含む）	8,400円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	急変等の場合、主治医等と共同で利用者宅にてカンファレンスし、指導を行った場合（月2回）	2,000円/回
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係わる専門の研修を受けた看護師が、専門的な管理を含む訪問看護を行った場合	2,500円/月
在宅患者連携指導加算	医療関係者間で情報を共有し患者または家族へ必要な指導を行った場合	3,000円/月
訪問看護ターミナルケア療養費1	終末期における支援体制、指導等を利用者または家族へ説明し、ターミナルケアを行った場合（在宅死亡時）	25,000円/月 (死亡した月)
訪問看護ターミナルケア療養費2	終末期における支援体制、指導等を利用者または家族へ説明し、ターミナルケアを行った場合（特養等死亡時）	10,000円/月 (死亡した月)
訪問看護情報提供療養費1,2,3	1. 市町村、2. 学校、3. 保険医療機関・老健、それぞれの求めに応じて、必要な情報提供した場合	1,500円/月
看護・介護職員連携強化加算	介護の業務に従事する者に対して喀痰吸引等の必要な支援を行った場合	2,500円/月

※※同一建物居住者で、同一日に3人以上当該加算を算定している場合

2024年6月1日改訂

自費につきましては以下の通りとなります。

自 費	死後の処置	ご自宅でご最期を迎えられた際の清浄、衛生的処置、着替え、化粧等	6,600円(税込)
	遠方時の交通費		実費
	キャンセル料	利用日の前日午後5時までに連絡が無かった場合(緊急時等やむを得ない場合を除く)	2,000円(不課税)